

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 47 号）

- 件 名 申言書における教育委員会の受領文書及び決裁文書等に係る非開示決定処分に対する異議申立て事案
- 開示請求年月日 平成 26 年 9 月 17 日
- 実施機関の決定日 平成 26 年 10 月 7 日
- 実施機関（担当課） 富山県教育委員会（教職員課）
- 決定内容 非開示決定（不存在）
- 非開示理由 請求に係る公文書を保有していないため
- 異議申立て年月日 平成 26 年 10 月 10 日
- 異議申立ての内容 本件処分を取消し、請求に係る公文書の開示を求める
- 諮問年月日 平成 27 年 1 月 7 日
- 答申年月日 平成 28 年 3 月 11 日
- 争点 実施機関が公文書を不存在として非開示決定したことの妥当性
- 審査会の判断

<結論>

富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定は、妥当である。

<理由>

1 開示請求の内容及び異議申立ての趣旨等について

（1）開示請求及び開示決定

異議申立人は、条例第 5 条の規定により実施機関に対し、次の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「県教育委員会が平成 13 年に●●高校から受け取った申言書とされている（当該教諭が開示閲覧済）に係る県教委が受領した者がわかる資料及び決裁資料を含む、並びに同文書が他の件で用いたり、引用した一切の公文書。並びに同申言書などを県教委が受け取った場合、受け取りから決裁に至るルートが判る書式。」

この開示請求に対し、実施機関は、本件開示請求のうち「県教育委員会が平成 13 年に●●高校から受け取った申言書とされている（当該教諭が開示閲覧済）に係る県教委が受領した者がわかる資料及び決裁資料を含む」の部分及び「同申言書などを県教委が受け取った場合、受け取りから決裁に至るルートが判る書式。」の部分については、公文書の不存在を理由に、条例第 11 条第 2 項の規定により公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

なお、実施機関は本件開示請求のうち「並びに同文書が他の件で用いたり、引用した一切の公文書。」の部分の開示請求については、条例第 11 条第 1 項の規定により、公文書を「県人事委員会からの「平成●年（措）第●号事案に係る照会等について」への県教育委員会の意見書と意見書に添付した「乙 5 号証」」と特定したうえ、部分開示決定

を行っているが、この部分開示決定に対して異議申立てはなされていない。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件処分に対し次の理由から、異議申立てを行っている。

ア 「申言書」と呼ばれている元教諭の観察記録が別途、同教諭に公開されておりながら、これに付随しているべきである●●高校と県教育委員会の間での授受した証、並びに県教委として決裁した文書を一切不存在とした処分は認められない。

イ 「申言書」は、実施機関が県人事委員会へ提出した「平成●年（措）第●号事案に係る照会等について（回答）」の当該教諭に対するマイナス評価の根拠となる重要な意見書「乙5号証」として用いられていることから、学校印や校長印などの無い不明確な「申言書」のみが存在している事は到底受け入れ難い。よって、非開示処分はありえない。

(3) 異議申立人のその他の主張

審査会の意見陳述において、異議申立人及び補佐人（以下「異議申立人等」という。）は、開示請求においては、「申言書の提出を受けた県教育委員会からは、提出元の学校長へ『こういう教員にはこういう処分を下したらよいのではないか』という処分書が発出されているはずだから、そういう類の文書もあるはずであり、これらの文書についての開示も求める。」とも主張している。

2 本件処分等の妥当性について

(1) 上記1(3)の主張について

本件処分に際し、実施機関は、開示請求書から公文書が特定できたとして、開示請求者に請求内容の確認は行っていない。実施機関は、審査会の意見聴取で、「異議申立てがなされた際に異議申立人に対し開示請求に係る公文書がいかなるものか内容を確認したが、その時点においては、上記1(3)のような主張はなかった」と説明している。

また、審査会が異議申立人の公文書開示請求書及び異議申立書を確認したところ、異議申立人等が上記1(3)の公文書の開示を求めていると解することができる明確な文言はどこにも見受けられなかった。

よって、審査会は、本件処分に関して実施機関が行った公文書の特定は妥当なものであったと判断する。

(2) 本件処分についての妥当性について

実施機関は、非開示理由説明書及び審査会の意見聴取で公文書の非開示理由を次のとおり説明している。

ア 申立人が開示を求めていた公文書は、「申言書」が県教育委員会に提出された際にその「申言書」を県教育委員会がどのように処理したか、その経緯、経過がわかる公文書、收受あるいは決裁したことを示す公文書と判断している。

イ 「申言書」は、平成13年に、ある教員の勤務状況等に問題があると考えた、当時の●●高校の校長が県教育委員会に提出したものである。当該文書は、当該校長が県教

育委員会に持参のうえ、教職員課職員に直接手渡し、説明・報告するための資料として用いたものであり、許可、認可等の処分を求める文書ではない。

また、その際に受け取ったことを示す文書、授受したことを証する文書は作成していない。また、提出された際に誰が対応したかといった記録も残されていない。

ウ 富山県教育委員会文書管理規程（昭和 62 年富山県教育委員会訓令第 1 号。以下「文書管理規程」という。）においては、出先機関の長から到達した文書のうち許可、認可等の処分に係る文書その他の重要な文書を除く文書については、收受印の押印や文書収発票への登載などの收受の手続きを省略できるとなっている。「申言書」の場合は、許可、認可等の処分に係る文書その他重要な文書に当たらないので收受印の押印等の手続きを省略している。

エ したがって、收受の経過がわかる文書が存在しないため、非開示処分としたものである。

審査会が判断するに、平成 13 年当時の実施機関が、「申言書」を文書管理規程において許可、認可等の処分を求める文書ではないと判断し、收受印の押印等を省略していたとすれば、「申言書」に收受印の押印がないことも特別に不自然なことではない。

また、審査会が当審査会事務局に命じて、実施機関における「申言書」の保管状況を確認させたところ、実施機関では、指導が不適切な教員などの特定の教員ごとに文書ファイルを作成して保管していた。当該教員については、案件ごとに複数のファイルが作成されていた。実施機関から審査会の事務局職員へ提示された「申言書」とされる文書については、その特定の教員について作成された複数のファイルの中の一つに保管され、提出に際しての鑑文はなく、收受印の押印もない文書であり、回覧の押印や決裁の押印もないものであった。

これらのことから、実施機関が公文書を不存在として、条例第 11 条第 2 項の規定により行った本件処分は妥当である。

○審査会の開催経過

年 月 日	内 容
平成27年 1月 7日	実施機関から諮問書を受理
平成27年 1月21日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成27年 2月 5日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成27年 2月13日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成27年 6月 3日 (第135回審査会)	諮問事案の概要説明
平成27年 9月10日 (第136回審査会)	審議
平成27年10月19日 (第137回審査会)	異議申立人から意見を聴取 実施機関から非開示理由等を聴取 審議
平成27年11月26日 (第138回審査会)	実施機関から非開示理由等を聴取 審議
平成28年 1月22日 (第139回審査会)	審議
平成28年 3月11日 (第140回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲 垣 雅 則	元北日本新聞社監査役	第135回
斉 藤 寿	北日本新聞社常務取締役	第136回～
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	

(参考)

富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。） 抜粋

(定義)

第 2 条 (略)

- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(略)

(開示請求権)

第 5 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

2 (略)

(開示請求の手続)

第 6 条 前条第 1 項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2、3 (略)

(開示請求に対する措置)

第 11 条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。